

うつくしま、エコ・リサイクル製品地域利用モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内で生じた廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、市町村等が認定製品を使用若しくは調達してモデル的な工事等を行う場合において、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び市町村が設置する公の施設の指定管理者
- (2) 認定製品 うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱に基づき県が認定した製品
- (3) 工事等 市町村等が自ら行う道路整備等の公共工事、自治会等の地域住民が使用するための資材を市町村等が調達する事業、市町村等が自ら使用する物品の購入その他これらに類するもののうち、国及び県からの補助対象となっていない単独事業

(補助の対象)

第3条 第1条に規定する補助金は、工事等において認定製品を使用若しくは調達するとともに、認定製品を使用若しくは調達していることについて広報する事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村等に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助額)

第4条 補助金は、前条の者が要する経費のうち、知事が必要と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額及び補助率は別表によるものとする。
2 消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表に掲げる補助対象経費総額の20%以内の変更（増額を除く。）である場合をいう。

(変更の承認申請)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第3号により事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業完了後に、速やかに様式第4号を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15合）別表に定める期間とする。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 市町村長等は、補助対象経費（事業を他の団体等を実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

(別表)

補助対象経費及び補助額

区分	補助対象経費（※1）	補助額（※2）
工事等	① 認定製品の使用に係る直接工事費（共通仮設費等の諸経費を除く。） ② 認定製品の材料費（購入費） ③ その他知事が必要と認める経費	左の経費の合計額に補助率2分の1を乗じたものを補助額とする。 ただし、補助額については、10万円以上、125万円以下とする。
広報	① 認定製品のPR用看板等の作成費 ② その他知事が必要と認める経費	左の経費の合計額を補助額とする。 ただし、5万円を限度とする。

※1 消費税及び地方消費税相当分を除く。

※2 千円未満の端数は切り捨てる。